

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令(案)等について

※ 2月中旬にパブリックコメントを実施予定。

I 政令

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令

- (1) 指定(地方)行政機関
- (2) 指定公共機関
- (3) 医療等の実施の要請・指示の対象となる医療関係者等
- (4) 緊急事態宣言の要件
- (5) 感染拡大防止のための施設の使用制限等の対象施設等
- (6) 売渡しの要請・収用等の対象となる特定物資
- (7) 埋葬・火葬の特例の手続
- (8) 緊急事態において融資等を行う政府関係金融機関等
- (9) 損失補償・損害補償の手続
- (10) 国が負担する費用
- (11) 土地の使用、特定物資の収用等の際の公用令書の交付手続 等

II 内閣総理大臣公示

1. 指定公共機関を定める内閣総理大臣公示((2)関係)
2. 公用令書の様式を定める内閣総理大臣公示((11)関係)

(注) 上記いずれも特措法の施行日(4月予定)に施行。

特措法の施行日は公布の日(平成24年5月11日)から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日とされており、別途特措法の施行日政令を定める。

「新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（案）等」について

平成25年2月18日
内閣官房新型インフルエンザ等対策室

1. 制定の趣旨

新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）の規定に基づき、新型インフルエンザ等緊急事態の要件、使用の制限等の要請対象となる施設、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な物資等について定めるため、本政令を制定する。併せて以下2（3）、（23）に係る内閣総理大臣公示を定める。

2. 概要

（1）指定行政機関（法第2条第4号関係）

指定行政機関は、以下のとおりとする。

内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、厚生労働省、検疫所、国立感染症研究所、農林水産省、動物検疫所、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省

（2）指定地方行政機関（法第2条第5号関係）

指定地方行政機関は、以下のとおりとする。

沖縄総合事務局、管区警察局、東京都警察情報通信部、北海道警察情報通信部、総合通信局、沖縄総合通信事務所、地方入国管理局、財務局、福岡財務支局、税関、沖縄地区税関、国税局、沖縄国税事務所、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、航空交通管制部、管区气象台、沖縄气象台、管区海上保安本部、地方環境事務所、地方防衛局

（3）指定公共機関（法第2条第6号関係）

①指定公共機関は、以下のとおりとする。

独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人国立国際医療研究センター、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会、新関西国際空港株式会社、中部国際空港株式会社、成田国際空港株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、東京地下鉄株式会社、日本郵便株式会社、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社

その他医療関係団体、医薬品等製造販売業者、電気事業者、ガス事業者、船舶運航事業者、航空事業者、鉄道事業者、貨物自動車運送事業者、電気通信事業者等のうち内閣総理大臣が指定して公示するもの

②上記①の内閣総理大臣が指定して公示する法人は以下のとおりとする。【内閣総理大臣公示】

社団法人日本医師会、社団法人全日本病院協会、社団法人日本医療法人協会、社団法人日本病院会、公益社団法人日本薬剤師会、公益社団法人日本看護協会、一般財団法人化学及血清療法研究所、株式会社ジェイ・エム・エス、株式会社トップ、北里第一三共ワクチン株式会社、グラクソ・スミスクライン株式会社、塩野義製薬株式会社、第一三共株式会社、武田薬品工業株式会社、

中外製薬株式会社、テルモ株式会社、ニプロ株式会社、一般社団法人日本ワクチン産業協会、社団法人日本医薬品卸業連合会、沖縄電力株式会社、関西電力株式会社、九州電力株式会社、四国電力株式会社、中国電力株式会社、中部電力株式会社、東京電力株式会社、東北電力株式会社、北陸電力株式会社、北海道電力株式会社、電源開発株式会社、日本原子力発電株式会社、大阪瓦斯株式会社、西部瓦斯株式会社、東京瓦斯株式会社、東邦瓦斯株式会社、オーシャントランス株式会社、商船三井フェリー株式会社、新日本海フェリー株式会社、太平洋フェリー株式会社、マルエーフェリー株式会社、株式会社商船三井、川崎汽船株式会社、日本郵船株式会社、全日本空輸株式会社、日本航空株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、小田急電鉄株式会社、近畿日本鉄道株式会社、京王電鉄株式会社、京成電鉄株式会社、京阪電気鉄道株式会社、京浜急行電鉄株式会社、首都圏新都市鉄道株式会社、西武鉄道株式会社、東京急行電鉄株式会社、東武鉄道株式会社、名古屋鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、阪神電気鉄道株式会社、旭タンカー株式会社、井本商運株式会社、上野トランステック株式会社、川崎近海汽船株式会社、近海郵船物流株式会社、栗林商船株式会社、鶴見サンマリン株式会社、日本海運株式会社、琉球海運株式会社、佐川急便株式会社、西濃運輸株式会社、日本通運株式会社、福山通運株式会社、ヤマト運輸株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI 株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、ソフトバンクモバイル株式会社

(4) 訓練のための交通の禁止又は制限の手続（法第 12 条第 2 項関係）

訓練のための歩行者又は車両の道路における通行の禁止又は制限の手続については、災害対策基本法施行令第 20 条の 2 の規定の例によることとする。

(5) 医療等の実施の要請の対象となる医療関係者等（法第 31 条第 1 項関係）

医療等の実施の要請・指示の対象となる医療関係者は、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士、歯科衛生士とする。

医療その他の行為の実施の要請・指示を受けた医療関係者のうち、医療機関の管理者は、必要があると認めるときは、当該医療機関の医療関係者、事務職員その他の職員を活用してその実施の体制の構築を図るものとする。

(6) 新型インフルエンザ等緊急事態の要件（法第 32 条第 1 項）

新型インフルエンザ等緊急事態の国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものとして政令で定める要件は、当該新型インフルエンザ等にかかった場合における肺炎、多臓器不全又は脳症その他厚生労働大臣が定める重篤である症例の発生頻度が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第 6 条第 6 項第 1 号に掲げるインフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められることとする。

新型インフルエンザ等緊急事態のその全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件は、以下に掲げる場合のいずれかに該当することとする。

- ① 感染症法第 15 条第 2 項の規定による調査又は同条第 5 項の規定による報告の結果、以下の者に対し新型インフルエンザ等を感染させた原因が特定できない場合
 - ・ 新型インフルエンザ等感染症の患者（※）、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者（※）、新型インフルエンザ等感染症にかかっている、又はかかっていたと疑うに足りる正当な理由のある者又は新型インフルエンザ等感染症により死亡した

者

- ・新感染症の所見がある者（※）、新感染症にかかっている、又はかかっていたと疑うに足りる正当な理由のある者又は新感染症により死亡した者

※新型インフルエンザ等感染症の患者及び無症状病原体保有者並びに新感染症の所見がある者であった者を含む。

- ② ①に掲げる場合のほか、感染症法第 15 条第 2 項の規定による調査又は同条第 5 項の規定による報告の結果、①に規定する者が不特定の者に対して新型インフルエンザ等を感染させる行動をとっていた場合その他の新型インフルエンザ等の感染が拡大していると疑うに足りる正当な理由のある場合

(7) 特定都道府県知事による特定市町村長の事務の代行（法第 38 条第 2 項関係）

災害対策基本法施行令第 30 条第 2 項及び第 3 項の規定は、特定都道府県知事による特定市町村長の事務の代行について準用することとする。

(8) 特定市町村等の事務の委託の手續（法第 41 条関係）

災害対策基本法施行令第 28 条の規定は、特定市町村の事務又は特定市町村長等の権限に属する事務の委託について準用することとする。

(9) 職員の派遣の要請手續（法第 42 条第 1 項関係）

災害対策基本法施行令第 15 条の規定は、職員の派遣の要請について準用することとする。

(10) 新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当及び職員の身分取扱い（法第 44 条関係）

新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため派遣された職員の身分の取扱いについて、災害対策基本法施行令第 17 条から第 19 条までの規定の例によることとする。

(11) 使用の制限等の要請の対象となる施設（法第 45 条第 2 項関係）

使用の制限等の要請の対象となる施設は、以下のとおりとする。

下記③～⑬までに掲げる施設については、その建築物の床面積の合計が千平方メートルを超えるものに限る。ただし、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等の発生の状況等を踏まえ、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要なものとして厚生労働大臣が定める施設については、この限りでないこととし、厚生労働大臣が、当該施設を定めようとするときは、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならないこととする。

- ① 学校（③に掲げるものを除く。）
- ② 保育所その他の社会福祉施設（通所又は短期間の入所により利用されるものに限る。）
- ③ 大学、専修学校（高等課程を置く専修学校を除く。）、各種学校その他これらに類する教育施設
- ④ 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- ⑤ 集会場又は公会堂
- ⑥ 展示場

- ⑦ 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品又は燃料その他国民生活及び国民経済の安定を確保するため必要な物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。）
- ⑧ ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）
- ⑨ 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場
- ⑩ 博物館、美術館又は図書館
- ⑪ キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する遊興施設
- ⑫ 理髪店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗
- ⑬ 自動車教習所、学習塾その他これらに類する学習支援業を営む施設

※③～⑬の施設に対する運用としては、行動計画において以下を規定予定。

第1段階として、法第24条第9項による協力の要請を行い、第2段階として協力の要請に基づく所要の措置が実施されず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設に対してのみ限定的に法第45条による要請を行う。

(12) 感染の防止のために必要な措置（法第45条第2項関係）

使用の制限・停止以外の措置は、以下のとおりとする。

- ① 新型インフルエンザ等の感染の防止のための入場者の整理
- ② 発熱その他の新型インフルエンザ等の症状を呈している者の入場の禁止
- ③ 手指の消毒設備の設置
- ④ 施設の消毒
- ⑤ マスクの着用その他の新型インフルエンザ等の感染の防止に関する措置の入場者に対する周知
- ⑥ 上記に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等の感染の防止のために必要な措置として厚生労働大臣が定めるもの

(13) 特定市町村長による臨時の医療施設における医療の提供の実施に関する事務の実施（法第48条第2項関係）

災害救助法施行令第23条の規定は、特定都道府県知事が法第48条第1項の措置の実施に関する事務の一部を特定市町村長が行うこととする場合について準用する。

(14) 新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な物資（法第55条第1項関係）

新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な物資は、以下のとおりとする。

- ① 医薬品（抗インフルエンザ薬については、指定行政機関の長である厚生労働大臣が法第55条第4項の規定により同条第1項から第3項までの規定による措置を行う場合に限る。）
- ② 食品
- ③ 医療機器その他衛生用品
- ④ 燃料
- ⑤ 上記に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な物資として内閣総理大臣が定めるもの

(15) 墓地、埋葬等に関する法律第5条及び第14条の手続の特例（法第56条第1項関係）

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）第 34 条の規定は、厚生労働大臣が法第 56 条第 1 項の規定により墓地、埋葬等に関する法律第 5 条及び第 14 条に規定する手続の特例を定める場合について準用する。

(16) 特定市町村長による埋葬又は火葬の実施に関する事務の実施（法第 56 条第 3 項関係）

災害救助法施行令第 23 条の規定は、特定都道府県知事が法第 56 条第 3 項の規定により同条第 2 項の措置の実施に関する事務の一部を特定市町村長が行うこととする場合について準用する。

(17) 政令で定める金融機関（法第 60 条関係）

法第 60 条の政令で定める金融機関は、以下のとおりとする。

地方公共団体金融機構、株式会社日本政策投資銀行、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫

(18) 損失補償の申請手続（法第 61 条第 1 項関係）

法第 62 条第 1 項の規定による損失補償を受けようとする者は、損失補償申請書を、以下に掲げる区分に応じ提出しなければならない。

- ① 特定病院等の使用（法第 29 条第 5 項）：当該処分を行った特定検疫所長
- ② 土地等の使用（法第 49 条）、特定物資の収用・保管命令（法第 55 条第 2 項・3 項）：当該処分を行った特定都道府県知事
- ③ 特定物資の収用・保管命令（法第 55 条第 4 項（同条第 1 項を除く。））：指定（地方）行政機関の長

上記①～③の者は、損失補償申請書を受領したときは、補償すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合には補償の額を決定し、遅滞なく、これを当該申請をした者に通知しなければならない。

損失補償申請書には、以下に掲げる事項を記載しなければならないこととする。

- ① 損失の補償を受けようとする者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- ② 請求額及びその明細
- ③ 損失の発生した日時又は期間
- ④ 損失の発生した区域又は場所
- ⑤ 損失の内容

(19) 実費弁償の基準（法第 62 条第 2 項関係）

実費弁償の基準は、以下のとおりとする。

- ① 手当は、要請・指示に従って医療その他の行為を行った時間に応じて支給するものとする。
- ② ①の手当の支給額は、要請・指示を行った者が厚生労働大臣である場合にあっては一般職の国家公務員である医療関係者の給与を、要請・指示を行った者が都道府県知事である場合にあっては当該都道府県知事の統括する都道府県の常勤の職員である医療関係者の給与を考慮して定めるものとする。
- ③ 1 日につき 8 時間を超えて医療その他の行為を行ったときは、①の規定にかかわらず、

その8時間を超える時間につき割増手当を、医療その他の行為を行うため一時その住所又は居所を離れて旅行するときは、旅費を、それぞれ支給するものとする。

- ④ ③の割増手当及び旅費の支給額は、①の手当の支給額を基礎とし、②に規定する要請・指示を行った者が厚生労働大臣である場合にあっては一般職の国家公務員である医療関係者に、要請・指示を行った者が都道府県知事である場合にあっては当該都道府県知事の統括する都道府県の常勤の職員である医療関係者に支給される時間外勤務手当及び旅費の算定の例に準じて算定するものとする。

(20) 実費弁償の申請手続（法第62条第3項関係）

法第62条第2項の規定による実費の弁償を受けようとする者は、実費弁償申請書を、要請・指示を行った厚生労働大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

厚生労働大臣又は都道府県知事は、実費弁償申請書を受理したときは、弁償すべき実費の有無及び実費を弁償すべき場合には弁償の額を決定し、遅滞なく、これを当該申請をした者に通知しなければならない。

実費弁償申請書には、以下に掲げる事項を記載しなければならないこととする。

- ① 実費の弁償を受けようとする者の氏名及び住所
- ② 請求額及びその明細
- ③ 医療その他の行為に従事した期間及び場所
- ④ 従事した医療その他の行為の内容

(21) 損害補償の額（法第63条第1項関係）

損害の補償の額は、災害救助法施行令中扶助金に係る規定の例により算定するものとする。

(22) 損害補償の申請手続（法第63条第2項関係）

法第63条第1項の規定による損害の補償を受けようとする者は、損害補償申請書を、要請・指示を行った都道府県知事に提出しなければならないこととする。

都道府県知事は、損害補償申請書を受理したときは、補償すべき損害の有無及び損害を補償すべき場合には補償の額を決定し、遅滞なく、これを当該申請をした者に通知しなければならないこととする。

損害補償申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならないこととする。

- ① 損害の補償を受けようとする者の氏名及び住所
- ② 負傷し、疾病にかかり、又は死亡した者の氏名及び住所
- ③ 負傷し、疾病にかかり、又は死亡した日時及び場所
- ④ 負傷、疾病又は死亡の状況
- ⑤ 死亡した場合にあっては、遺族の状況

(23) 国庫の負担（法第69条第1項関係）

法第69条第1項（同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による国庫の負担は、以下に掲げる額について行う。

- ① 法第65条の規定により都道府県が支弁する法第48条第1項及び第56条第2項に規定する措置に要する費用並びに法第46条第3項の規定により読み替えて適用する予防接種法第25条の規定により市町村が支弁する同項の規定により読み替えて適用

する同法第6条第1項の規定による予防接種を行うために要する費用については、医師の報酬、薬品、材料、埋葬、火葬その他に要する費用として厚生労働大臣が定める基準によって算定した額（その額が現に要した当該費用の額（その費用のための寄附金があるときは、その寄附金の額を控除するものとする。）を超えるときは、当該費用の額とする。）

- ② 法第65条の規定により都道府県が支弁する法第62条第1項及び第2項並びに第63条第1項に規定する措置に要する費用並びに法第46条第3項の規定により読み替えて適用する予防接種法第25条の規定により市町村が支弁する同項の規定により読み替えて適用する同法第6条第1項の規定による予防接種に係る同法第11条第1項の規定による給付に要する費用については、現に要した当該費用の額

厚生労働大臣は、①に規定する基準を定めるに当たっては、あらかじめ、総務大臣及び財務大臣と協議しなければならないこととする。

(24) 公用令書を交付すべき相手方（法第71条第1項関係）

公用令書の交付は、以下に掲げる処分の区分、者に対して行うものとする。

- ① 特定病院等の使用：使用する特定病院等の管理者
- ② 土地、家屋又は物資の使用：使用する土地、家屋又は物資の所有者及び占有者
- ③ 特定物資の収用：収用する特定物資の所有者及び占有者
- ④ 特定物資の保管命令：特定物資を保管すべき者

その他国民保護法施行令と同様に公用令書を事後に交付することができる場合、事後交付の手續、公用取消令書の交付、公用令書等の様式（内閣総理大臣公示）について定める。

(25) 事務の区分

この政令の規定により地方公共団体が処理することとされている事務（（4）においてその例によることとされている災害対策基本法施行令第20条の2の規定により都道府県警察が処理することとされているもの及び（8）において準用する同令第27条第4項の規定により地方公共団体が処理することとされているものを除く。）は、地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とする。

(26) その他所要の規定の整備

法第63条第1項に基づく損害補償との併給調整に関する国民健康保険法施行令の一部改正等その他所要の改正を行う。

3. その他

施行期日：この政令は、法の施行の日から施行する。

（注）法の施行日は、公布の日（平成24年5月11日）から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日とされており、別途法の施行日政令を定める。